

業務規程細則 新旧対照表

○ 変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

改正後	現行	備考
<p>(債権記録に記載されている事項の開示の請求の方法等)</p> <p>第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>(第 2 項～第 6 項 略)</p> <p>7 規程第 57 条第 2 項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <p>一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 次に掲げる事項</p> <p>① 開示する債権記録のうち、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に定める事項。ただし、<u>記録機関変更記録をしない旨</u>、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第 58 条第 1 項に定める事項を除く。</p> <p>② 開示する債権記録のうち、別表 1 に規定する事項</p> <p>二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 開示する債権記録のうち、規程第 57 条第 1 項各号に定める事項</p> <p>三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）のうち、別表 2 に規定する事項</p> <p>(第 8 項 略)</p>	<p>(債権記録に記載されている事項の開示の請求の方法等)</p> <p>第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりなければならない。</p> <p>(第 2 項～第 6 項 略)</p> <p>7 規程第 57 条第 2 項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <p>一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 次に掲げる事項</p> <p>① 開示する債権記録のうち、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に定める事項。ただし、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第 58 条第 1 項に定める事項を除く。</p> <p>② 開示する債権記録のうち、別表 1 に規定する事項</p> <p>二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 開示する債権記録のうち、規程第 57 条第 1 項各号に定める事項</p> <p>三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）のうち、別表 2 に規定する事項</p> <p>(第 8 項 略)</p>	<p>・記録機関変更記録をしない旨の記録を、記録事項の通常開示に掲載しないことに伴う改正。</p>
<p><u>附 則 (平成 29 年 4 月 1 日改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第 1 条 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>	

以上